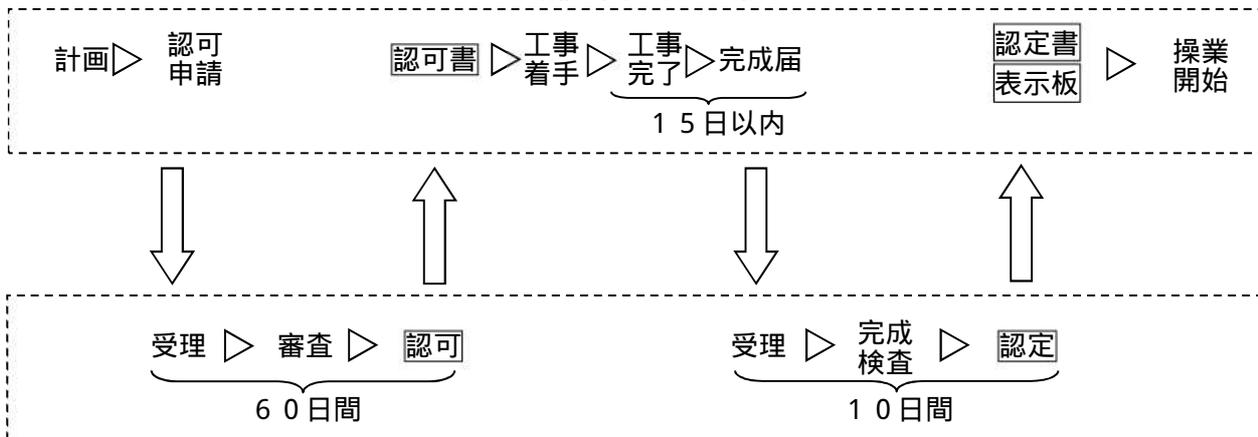


工場認可申請書の記載例

金属切削加工工場編

工場認可手続きの流れ



< 必要書類 >

書類は2部作成してください。(コピー可。)

チェック欄	申請に必要な書類
	工場認可(設置、変更)申請書(第7号様式その1)
	(その2)
	別紙 建物の棟別用途構造面積
	機械設備明細書
	別紙 騒音又は振動発生施設の構造等
	工場付近図
	敷地・建物配置図、給排水系統図
	平面図・機械配置図
	工場立面図(東西南北 4方向)

下記は、必要に応じて

チェック欄	申請に必要な書類
	別紙 ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法
	別紙 ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理方法
	別紙 汚水の発生施設の構造等
	別紙 汚水の処理の方法
	騒音特定施設設置届出書
	振動特定施設設置届出書
	設置する機械や公害防止設備のカタログ、図面、仕様書、使用する化学物質のSDS等

< 申請手数料 >

設置認可申請(初めての申請)		変更認可申請(2回目以降)
作業場面積	手数料	作業場面積を問わず 一律 7,600円
500㎡以下のもの	8,700円	
500㎡を超え、1,000㎡以下	14,200円	
1,000㎡を超えるもの	20,200円	

工場を設置するときには、建築基準法等、他の法令で規制を受ける場合がありますので事前にご相談ください。

大気汚染防止法のばい煙発生施設(ボイラー、冷温水発生器等)のことは、

東京都環境保全局 大気保全課 Tel 03-5388-3492

下水道法の特定施設(排水施設)のことは、

東京都下水道局東部第二下水道事務所 Tel 03-5680-1392

< 問い合わせ >

江戸川区環境部環境課指導係 Tel 03-5662-1995

工場設置 変更認可申請書

年 月 日

江戸川区長 殿

住所 〒132-8501
江戸川区中央1-4-1
氏名 株式会社 環境推進金属工業
代表取締役 環境 太郎
電話 03-5662-1995

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第81条第1項 第82条第1項 の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

既認可番号等	認可番号・年月日	第	-	号	年	月	日
	変更事由	1 業種	2 作業	3 建物	4 施設		
工場の名称	株式会社 環境推進金属工業				住居表示で記載してください		
工場の所在地	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1				電話番号 03-5662-1995		
地域等	用途	地域	水域				
	準工業地域	日本産業分類の中分類を記載してください	公共下水道				
業種の種類	金属製品製造業		金属の切断、折曲げ、溶接				
主要生産品目	建築用金物類		主要生産品目を記載してください		通常の作業時間を記載してください		
資本金	5,000,000円	作業時間	8時00分から 17時00分まで（8時間）				
自動車の出入り口が接する道路の幅員	6m	100メートル以内の学校・病院等の所在位置	有 別紙（案内図）のとおり 無				
工事着手予定	年 月 日	工事完成予定	年 月 日				
従業員数	10人	常用雇用者数	10人				
公害防止担当部課	担当部課 工場長	責任者氏名	環境 一郎				
連絡先	所属 氏名 工場長 環境 一郎	電話番号	03-5662-1995				
	ファクシミリ番号 03-5678-6741	電子メールアドレス					
受付欄		手数料					

- 備考 1 の欄には記入しないこと。
 2 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
 3 印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 4 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
 5 「業種、作業の種類」の欄の「」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。
 6 「100メートル以内の学校・病院等の所在位置」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。
 7 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

その2

敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後（設置）	142.5 m ²	2 変更前	m ²
	建物の配置等	別紙（配置図）のとおり			
	建物の棟別用途・構造・面積等	別紙（配置図）のとおり			
	周囲の状況	別紙（案内図）のとおり			
施設の状態	機械・設備等の施設	別紙（機械設備明細書）のとおり			
	構造・配置・使用方法	別紙（機械配置図）のとおり			
動力用電力の合計（kw）	その他の電力の合計（kw）	総燃料油使用量（リットル/日）	総用水量（m ³ /日）	取水方法	総排水量（m ³ /日）
1	39.8	29.8			
2					
工場で取り扱う有害ガス又は有害物質	なし	変更認可申請の場合、 1には、変更後を 2には、変更前を記載する。 機械設備明細書の合計欄と数値を併せてください。			
作業の工程	鋼材 - 切断 - 切削・穴あけ - 溶接 - 研磨 - 組み立て - 出荷 （薬品による脱脂・洗浄、塗装なし）				
	屋外の作業	なし			
公害防止措置の概要（一時的作業に伴う措置を含む。）	【騒音】工場外壁はALC板（厚100mm）、窓はアルミサッシ（二重・網入りガラス）、出入口は重量シャッターとし、開口部閉鎖で作業を行う。 コンプレッサーは低騒音型（パッケージタイプ）を使用する。 換気扇には防音カバーを取り付ける。 【振動】機械設備はコンクリート基礎上に設置する。 【その他】焼却行為は行わない。				
					記入しきれないときには別紙としてください。

備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
 2 「周囲の状況」の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
 3 「構造・配置・使用方法」欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までまでのうち該当する様式を使用すること。
 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみを記入すること。
 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
 6 「工場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場で取り扱っているものを記入すること。

別紙 建物の棟別用途構造面積

棟番号	新・増・既設の別	用途	階数	構造	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	作業場面積 (㎡)
1	新	作業場・事務所・住居	3	鉄骨造・ALC	79.3	238.1	72.1
合 計					79.3	238.1	72.1

建物が複数ある場合にはそれぞれ記載してください

延べ床面積を記載してください

撤去建物

棟番号	撤去	用途	階数	構造	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	作業場面積 (㎡)
合 計							

機械設備明細書と同じ
の施設番号・名称・KW
数を記載してください。

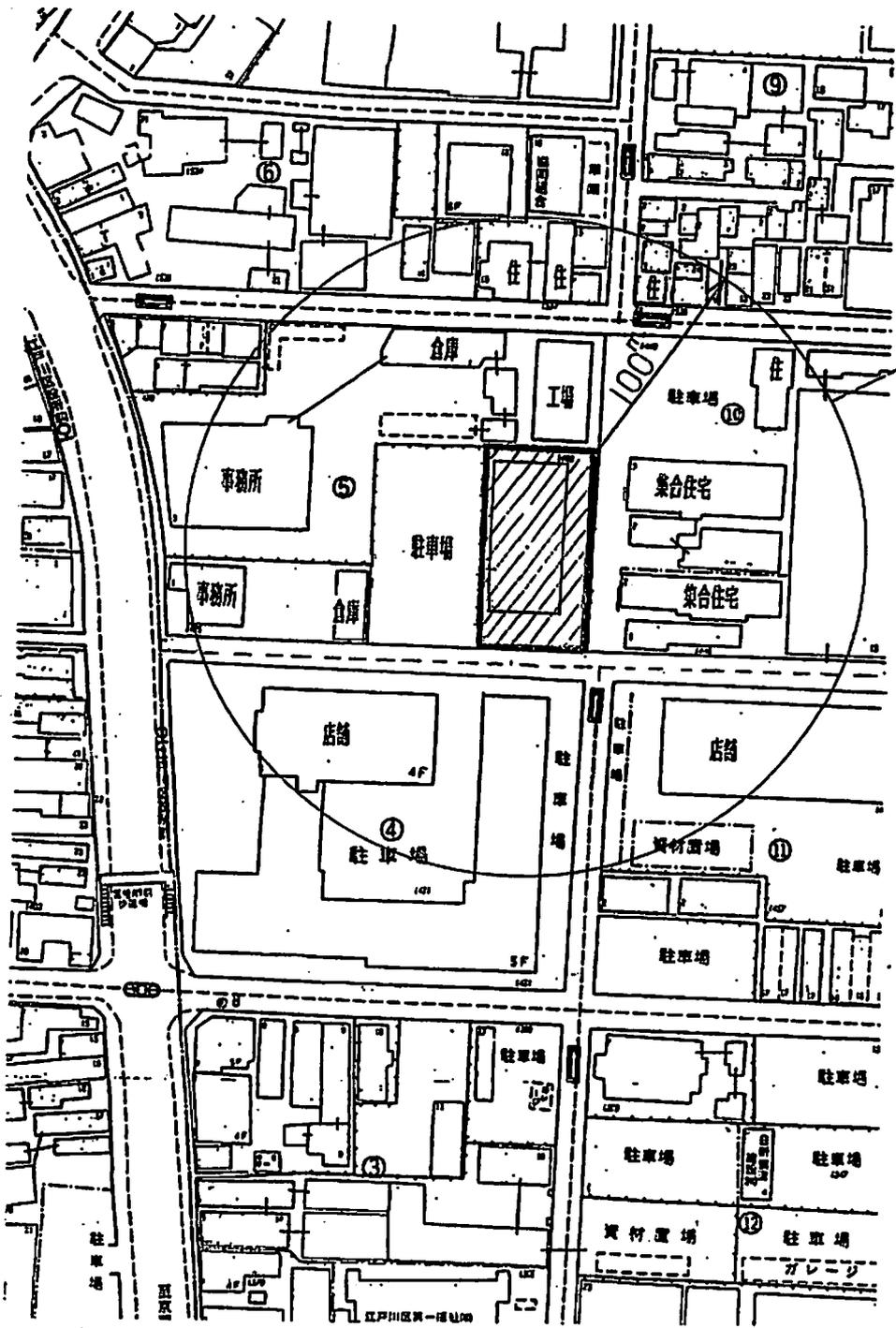
騒音又は振動発生施設の構造等

工場における施設番号		1	2	3	4
種類・名称・型式		旋盤	旋盤	旋盤	フライス盤
公称能力		7.5kw	15.0kw	5.5kw	2.2kw
数		1	1	1	1
使用開始（予定）年月日		平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	8時～17時 20日/月	8時～17時 20日/月	8時～17時 20日/月	8時～17時 20日/月
	季節変動	なし	なし	なし	なし
騒音又は振動の防止の方法		<p>〔騒音〕工場外壁はALC板（厚100mm）、窓はアルミサッシ（網入りガラス）、出入口は重量シャッターとし、開口部閉鎖で作業を行う。コンプレッサーは低騒音型（パッケージタイプ）を使用する。換気扇に防音カバーを設置する。</p> <p>〔振動〕機械設備はコンクリート基礎上に設置する。</p>			
事業用自動車	第7号様式その2（申請書2枚目）の公害防止措置の概要の騒音・振動に係る内容を記載してください。	貨物自動車	貨物自動車		
	用途	運搬	運搬	自社、他社全てを記入。	
	積載量	2ト	4ト		
	台数	1	1		
	1時間当りの出入回数				
	1日当たりの出入回数	2	3日に1回		

備考 1 「騒音又は振動発生施設とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。

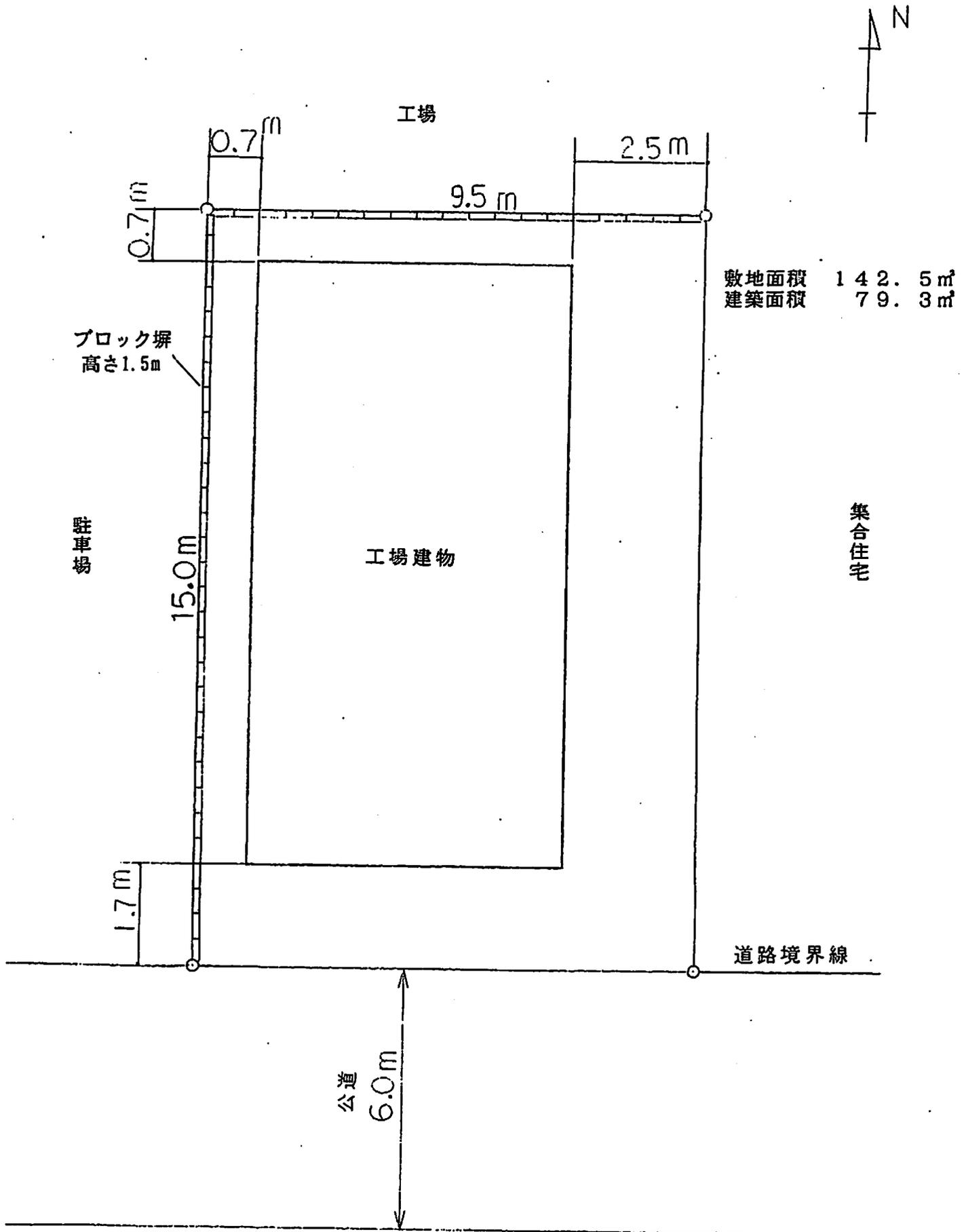
2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。

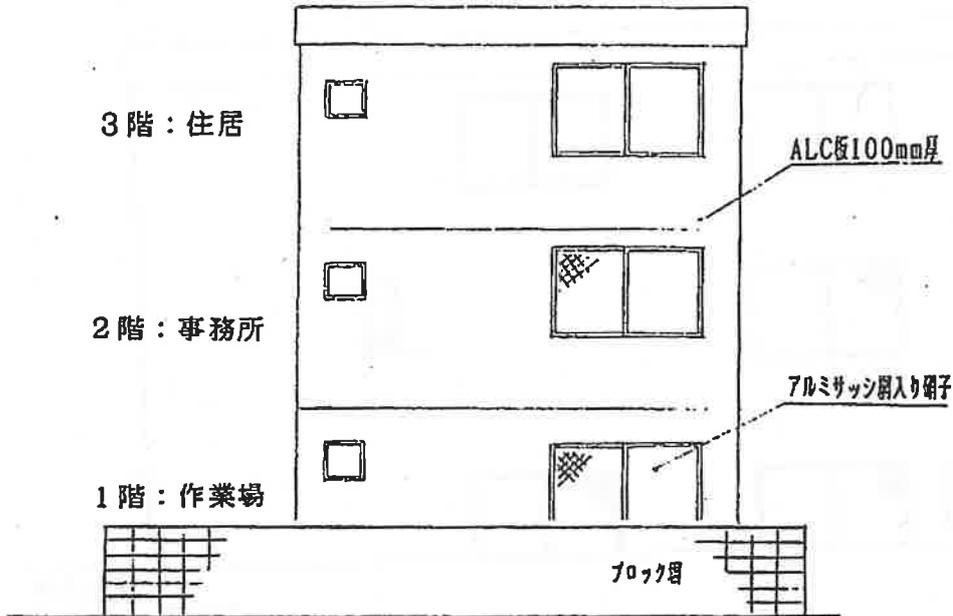
工場付近図



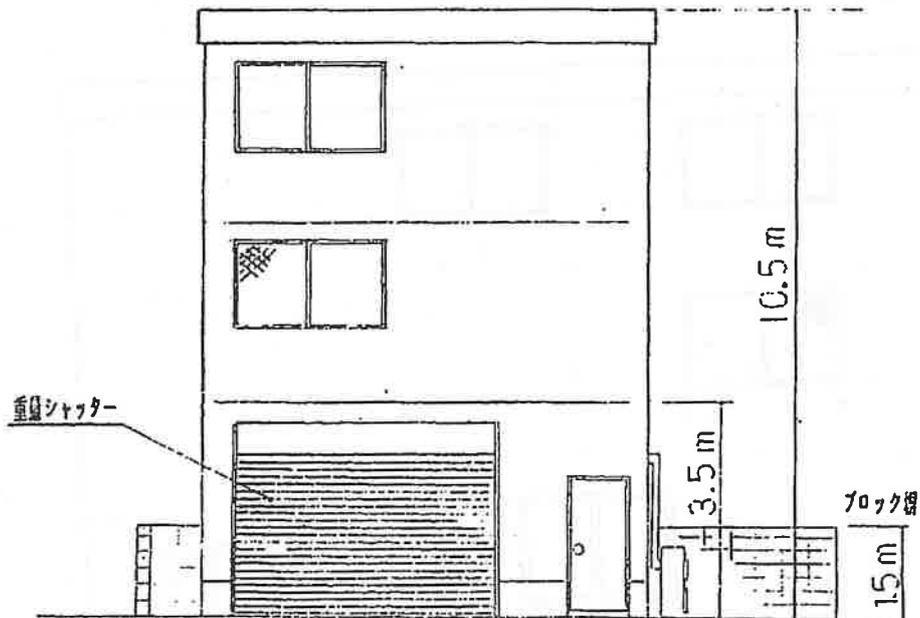
敷地境界から
100m範囲を示す

敷地・建物配置

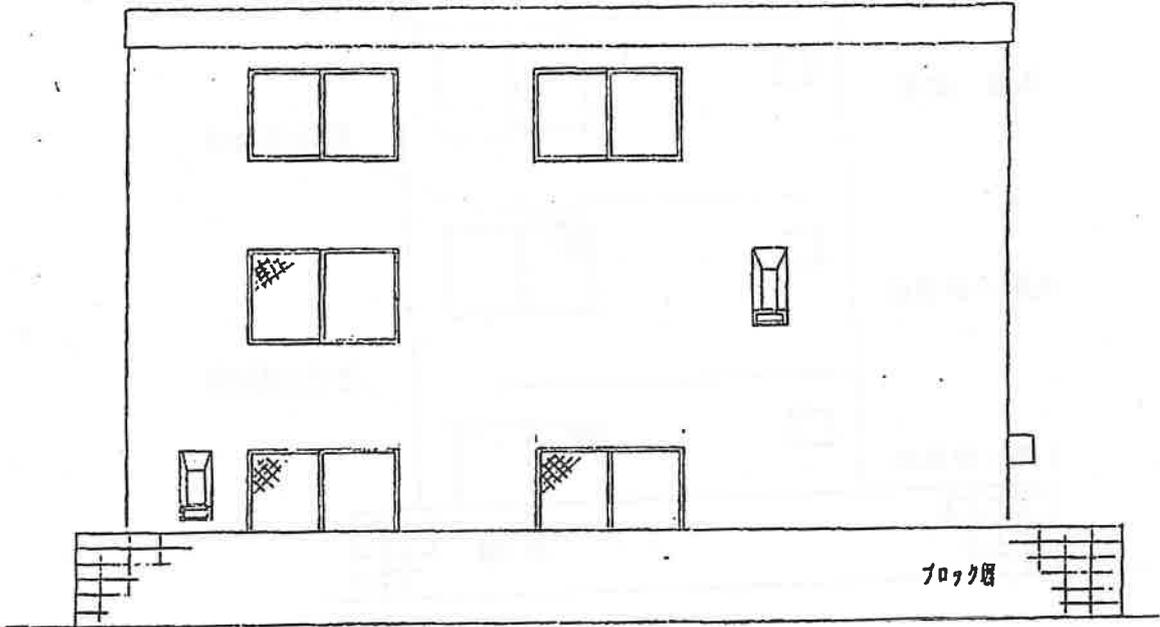




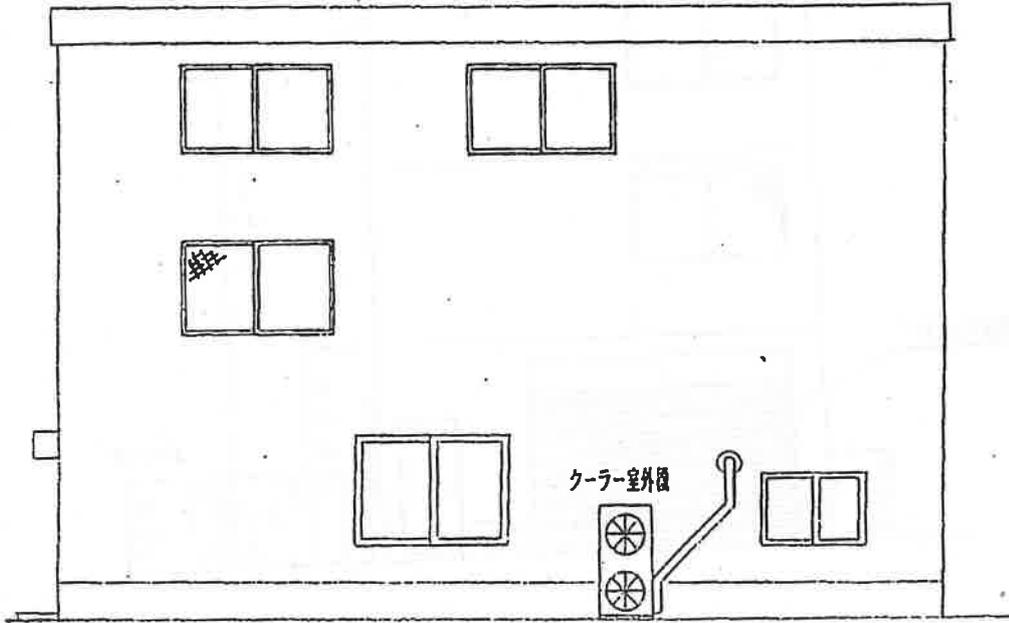
北立面



南立面



西立面



東立面